

○内閣府、復興庁、総務省、
財務省、農林水産省、経済産業省
告示第三号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則（平成二十四年内閣府・復興庁・総務省・財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）第五条第二号の規定に基づき、同号に規定する主務大臣が必要なものと
してあらかじめ定める場合を次のように定め、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年
法律第百十三号）の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。

平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

総務大臣 川端 達夫

財務大臣 安住 淳

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣 枝野 幸男

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が、その特定関係者（株式会社東日

本大震災事業者再生支援機構法第十七条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。）の解散又は営業若しくは事業の全部の譲渡に際し、機構の取引の通常 conditions に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を当該特定関係者との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ、機構により大きな不利益を生ずるおそれがある場合